

第2章 障がい者を取り巻く現状について

1 障がい者の現状

(1) 身体障がい者の状況

① 等級別「身体障害者手帳」所持者数

平成 29 年度の「身体障害者手帳」所持者数は市全体では 2,771 人で、人口比では、横ばいの傾向にあります。

「身体障害者手帳」所持者数全体に占める割合は重度が多く、障がい等級が 1 級の方は全体の約 32% です。

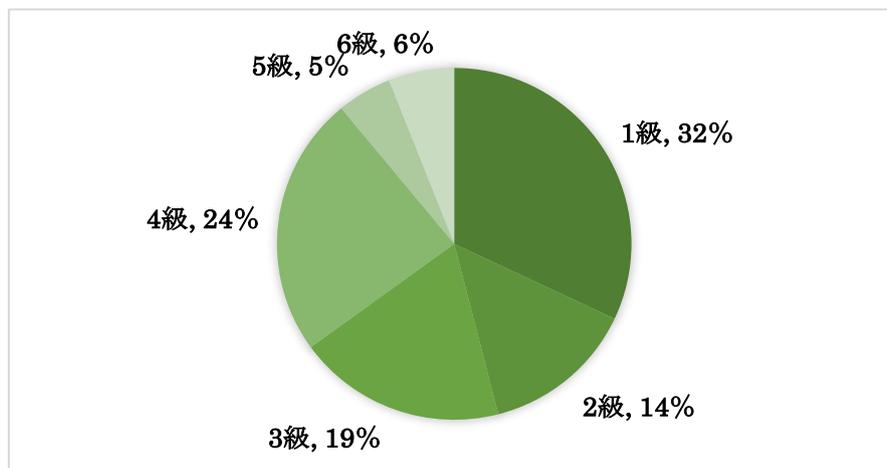
※障がいの程度については、1 級から 7 級まであり、1 級が最重度です。
(手帳の交付は 6 級までです)

(各年度 4 月)

等級	27 年度	28 年度	29 年度
1 級	862	863	898
2 級	389	394	388
3 級	578	551	533
4 級	695	683	663
5 級	129	135	135
6 級	156	157	154
合計	2,809	2,783	2,771
市人口比 (%)	4.35	4.44	4.42

※27 年度の人口比は平成 22 年度国勢調査による市人口 (64,550 人)、平成 28 年度以降の人口比は平成 27 年度国勢調査による市人口 (62,671 人) で算出。

平成 29 年度「身体障害者手帳」等級別所持者の割合



②年齢別「身体障害者手帳」所持者数

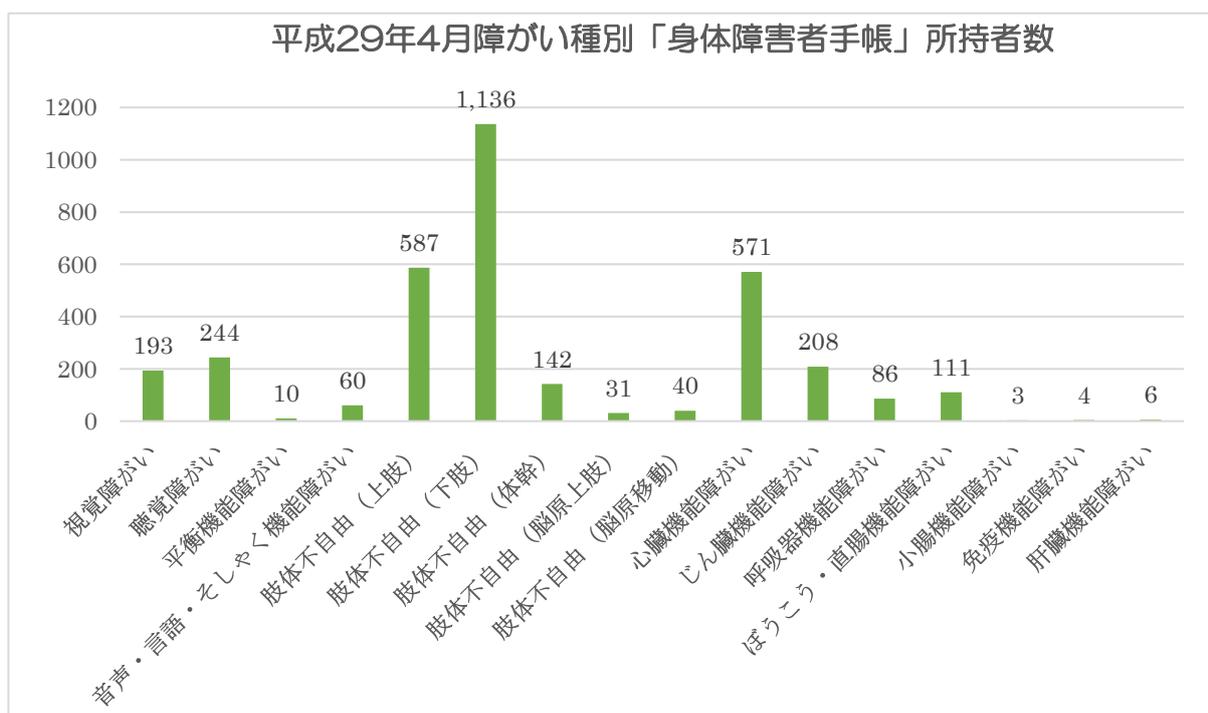
「身体障害者手帳」の所持者数のうち、65歳以上の高齢者の割合75%程度と多く、身体障がい者における高齢者の割合が高くなっています。

(各年度4月) (人)

年齢	27年度	28年度	29年度
～5歳	6	4	6
6歳～17歳	36	35	38
18歳～59歳	378	401	386
60歳～64歳	249	259	247
65歳～	2,140	2,084	2,094
合計	2,809	2,783	2,771

③障がい種別「身体障害者手帳」所持者数

障がいの種別では、「肢体不自由(下肢)」が最も多く、次いで「肢体不自由(上肢)」、「心臓機能障がい」となっています。



(各年度 4 月) (人)

	27 年度	28 年度	29 年度
視覚障がい	207	196	193
聴覚障がい	259	256	244
平衡機能障がい	11	12	10
音声・言語・そしゃく機能障がい	66	64	60
肢体不自由(上肢)	591	589	587
肢体不自由(下肢)	1,147	1,146	1,136
肢体不自由(体幹)	145	149	142
肢体不自由(脳原上肢)	31	32	31
肢体不自由(脳原移動)	40	38	40
心臓機能障がい	575	564	571
じん臓機能障がい	186	191	208
呼吸器機能障がい	87	86	86
ぼうこう・直腸機能障がい	111	107	111
小腸機能障がい	4	4	3
免疫機能障がい	5	4	4
肝臓機能障がい	4	5	6
合計	3,469	3,443	3,432

※障がい重複する方がいるため、手帳所持者数の合計とは一致しない。

(2) 知的障がい者の状況

①年齢別・程度別「療育手帳」所持者数

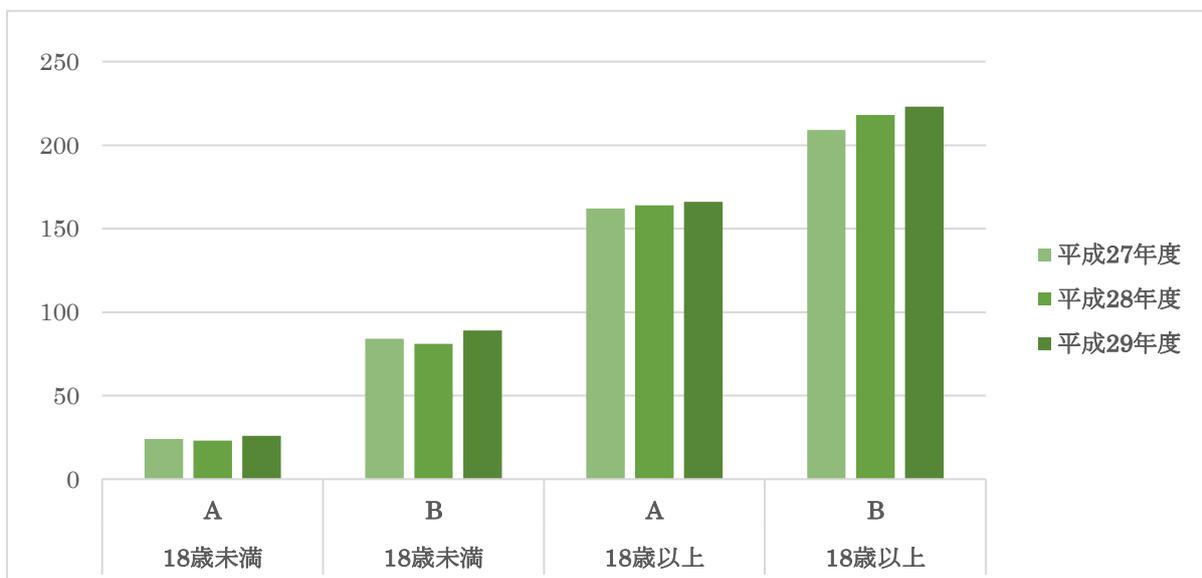
平成 29 年度の「療育手帳」所持者数は市全体では 504 人で、年々増加傾向にあります。

※障がいの程度については、A と B があり、A が重度です。

年齢	程度	27 年度	28 年度	29 年度
18 歳 未 満	A	24	23	26
	B	84	81	89
	合計	108	104	115
18 歳 以 上	A	162	164	166
	B	209	218	223
	合計	371	382	389
合計	A	186	187	192
	B	293	299	312
	総合計	479	486	504
市人口比 (%)		0.74	0.78	0.80

(各年度 4 月) (人)

※平成 27 年度の人口比は平成 22 年度国勢調査による市人口 (64,550 人)、平成 28 年度以降の人口比は平成 27 年度国勢調査による市人口 (62,671 人) で算出。



(3) 精神障がい者の状況

①年齢別・等級別「精神障害者保健福祉手帳」所持者数

平成 29 年度の「精神障害者保健福祉手帳」所持者数は市全体では 378 人で、年々増加傾向にあります。

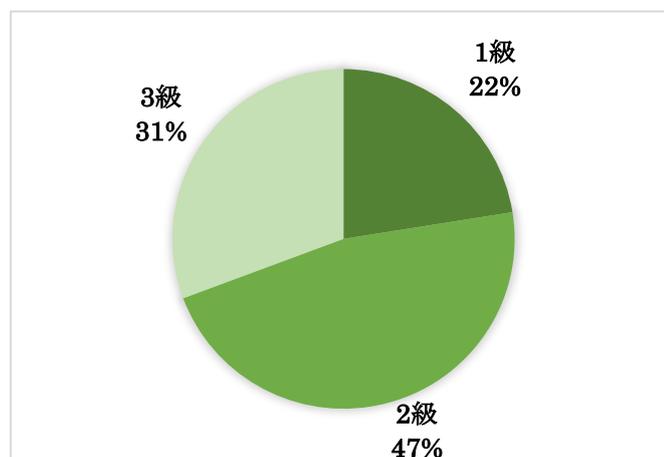
※障がいの程度については、1 級から 3 級まであり、1 級が最重度です。

(各年度 4 月) (人)

年齢	等級	27 年度	28 年度	29 年度
18 歳 未 満	1 級	0	1	1
	2 級	2	12	2
	3 級	11	27	13
	合計	13	40	16
18 歳 以 上	1 級	79	72	84
	2 級	163	151	175
	3 級	81	82	103
	合計	323	305	362
合 計	1 級	79	73	85
	2 級	165	163	177
	3 級	92	109	116
	総合計	336	345	378
市人口比 (%)		0.52	0.55	0.60

※平成 27 年度の人口比は平成 22 年度国勢調査による市人口（64,550 人）、平成 28 年度以降の人口比は平成 27 年度国勢調査による市人口（62,671 人）で算出。

平成 29 年 4 月等級別「精神障害者保健福祉手帳」所持者の割合



②「精神障害者保健福祉手帳」所持者のうち、自立支援医療（精神通院医療）受給者の割合

「精神障害者保健福祉手帳」の所持者の中で、自立支援医療（精神通院医療）の所持者は65%を超え、入院や入所で生活を送る方より在宅の方が多くなっている状況がわかります。

（各年度4月）（人）

状況	17年度	20年度	23年度	26年度	29年度
手帳所持者数	152	212	240	315	378
精神通院医療所持者数	72	131	144	220	248
割合（%）	47.4	61.8	60.0	69.8	65.6

③精神障がい者の医療状況

手帳不所持者を含む自立支援医療（精神通院医療）受給者数によると、精神障がい者の通院状況は増加傾向にあり、在宅の精神障がい者への支援の必要性が高まっています。

（各年度4月）（人）

	27年度	28年度	29年度
精神通院受給者数	894	1,001	1,019

(4) 「障害支援区分」審査判定の状況

介護給付のサービスを利用する際には、「障害支援区分」の判定が必要となります。

「障害支援区分」は 1 から 6 まであり、「障害支援区分」が 6 にいくほど重度になります。

「障害支援区分」は、聞き取りによる認定調査の一次判定結果及び医師意見書により、「障害支援区分認定審査会」において認定します。

在宅では軽度の区分の障がい者が多く、施設入所では重度の区分の障がい者が多くなっています。

● 「障害支援区分」の認定状況

(平成 29 年 4 月)(人)

区分		非該当	1	2	3	4	5	6	合計
身体	在宅者	0	1	4	5	8	8	10	36
	施設入所者	0	0	1	1	4	3	21	30
知的	在宅者	0	4	13	23	29	29	9	107
	施設入所者	0	1	1	1	8	15	31	57
精神	在宅者	0	3	17	8	4	0	0	32
	施設入所者	0	0	0	1	0	0	0	1
合計	在宅者	0	8	34	36	41	37	19	175
	施設入所者	0	1	2	3	12	18	52	88
割合 (%)	在宅者	0	88.9	94.4	92.3	77.4	67.3	26.8	66.5
	施設入所者	0	11.1	5.6	7.7	22.6	32.7	73.2	33.5

(5) 障がい者の雇用状況

民間における「障害者法定雇用率」は、平成 25 年 4 月に 1.8% から 2.0%へ引き上げとなり、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員 56 人以上から 50 人以上に変更になりました。

さらに、平成 30 年 4 月からは「障害者法定雇用率」は 2.2%に引き上げられ、対象となる事業主の範囲は、従業員 45.5 人以上に広がります。

一般就労には、公共職業安定所での求職や相談のほか、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所や「障害者就業・生活支援センター」などが支援を行っています。

公共職業安定所調（各年度 6 月）

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
管内対象企業数 (箇所)	141	173	166	159	168	
管内雇用障がい 者数(人)	511.5	567.5	618.5	588.0	613.0	
管内雇用率 (%)	1.88	1.80	1.99	1.93	1.96	
県雇用率(%)	2.28	2.33	2.46	2.51	2.47	
国雇用率(%)	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92	

※「障害者法定雇用率」・・・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体は、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を雇用しなければならないとされています。

※障がい者数は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の計。

重度身体障がい者及び重度知的障がい者は、1 人を 2 人とダブルカウントを行い、重度身体障がい者以外の身体障がい者である短時間労働者、重度知的障がい者以外の知的障がい者である短時間労働者及び精神障がい者の短時間労働者は 1 人を 0.5 人としてカウントし、重度身体障がい者及び重度知的障がい者の短時間労働者は 1 人を 1 人としてカウントしています。

2 障がい者施策を取り巻く環境の変化

●近年の国、県の法制度等の動き

年	法制度等の動き	主な内容
H25	◆「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への改正施行	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者自立支援法」の改称 ・基本理念の制定 ・障がい者の範囲の見直し（難病等を追加） ・「障害支援区分」の創設
	◆障がい者雇用率の引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の法定雇用率を引き上げ 民間企業 1.8%→2.0% 国、地方公共団体等 2.1%→2.3% 都道府県教育委員会 2.0%→2.2%
	◆「障害者優先調達推進法」の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・国などに障がい者就労施設等から優先的な物品調達を義務付け
	◇やまぐち障がい者いきいきプラン（2013-2017）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者のための施策を総合的、計画的な推進（「障害者基本法」に基づく「県障がい者計画」）
H26	◆「障害者権利条約」の批准	<ul style="list-style-type: none"> ・日本では平成19年に署名し、国内法の整備等を行った上で条約に批准
H27	◇山口県障害福祉サービス実施計画（第4期）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス等の円滑な実施を確保（「障害者総合支援法」に基づく県「障害福祉計画」）
	◇山口県工賃向上計画（第2期）	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援B型事業所における工賃向上の取組を推進
H28	◆「障害者差別解消法」の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体及び民間事業者における「障害を理由とする差別」の禁止の義務付け
	◆「障害者総合支援法」の改正（H30.4.1施行）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の望む地域生活の支援 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	◆児童福祉法の改正（H30.4.1施行）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
H29	◆「発達障害者支援法」の改正施行	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい者の教育、就労、地域における生活等における支援の充実
	◆「第5期障害福祉計画に係る基本指針の改訂	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における生活の維持及び継続の推進 ・就労定着に向けた支援 ・地域共生社会の実現に向けた取組 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築 ・発達障がい者支援の一層の充実
H30	◆「障害者雇用促進法」の改正施行	<ul style="list-style-type: none"> ・法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を追加

◆国の動き ◇県の動き

3 アンケート結果

(1) アンケート調査の概要

①調査対象者（基準日：平成29年2月7日）

ア：「身体障害者手帳」、療育手帳、「精神障害者保健福祉手帳」、自立支援医療（精神通院）のいずれかの所持者

イ：施設入所者

②調査方法

・調査対象者アから合計1,000人を無作為抽出し、郵送配布・郵送回収によりアンケート調査を実施

・調査対象者イの全員に郵送配布・郵送回収によりアンケート調査を実施

③回収結果

送付数	回収数	回収率
1,080	573	53%

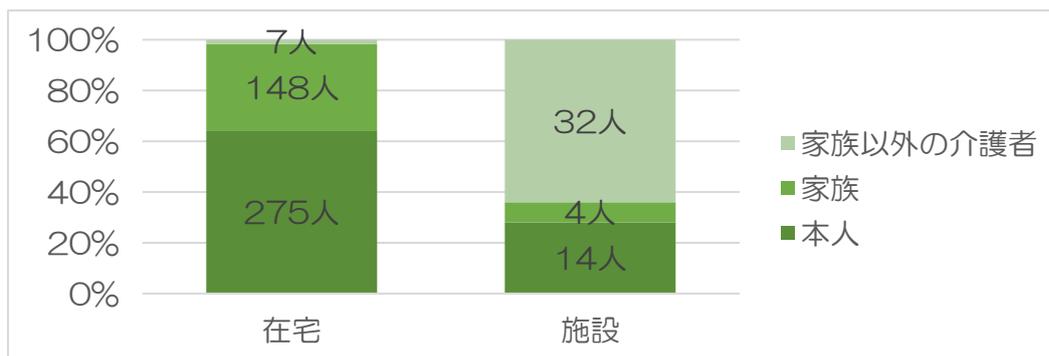
④実施期間

平成29年3月1日～31日

(2) アンケート調査結果 (概要)

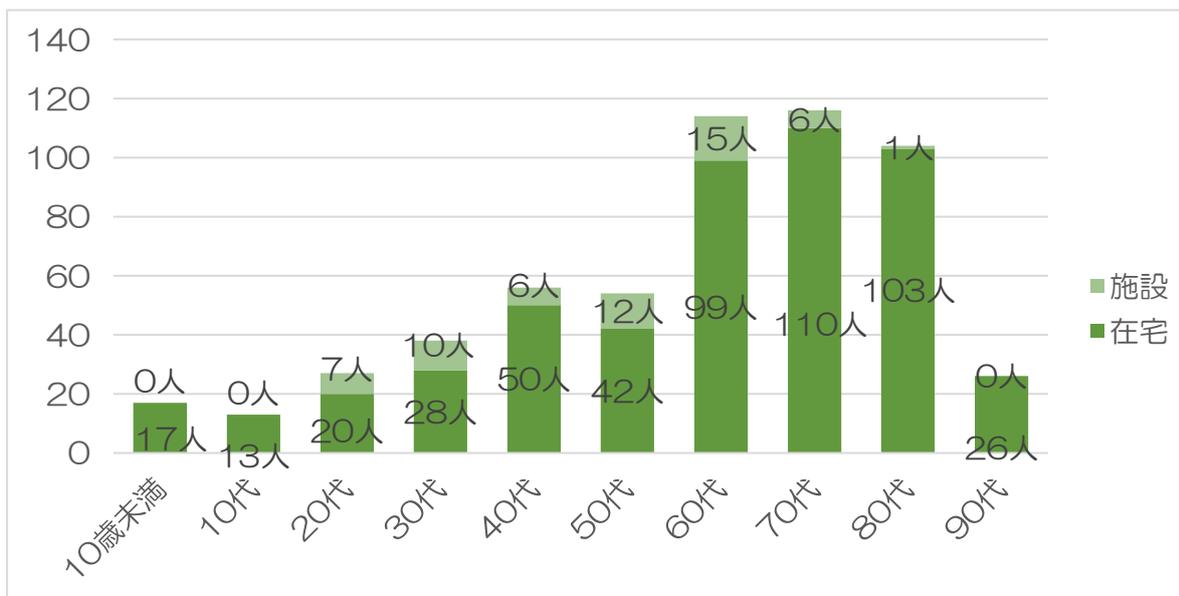
① アンケートの記載者

アンケートに実際に記載したのは、在宅生活者では64%が障がい者本人、34%が障がい者の家族でしたが、施設生活者では家族以外の介護者が64%を占めていました。



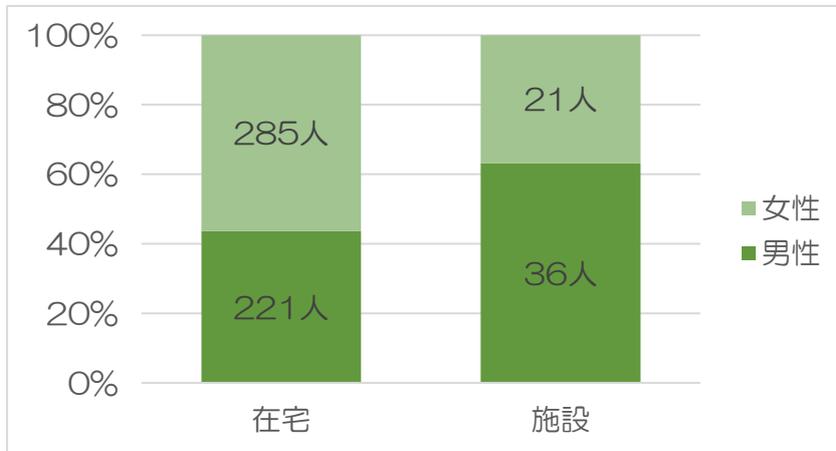
② アンケート回答者の年齢

回答者の年齢は10歳未満から90代まで幅広いですが、60~80代が最も多い状況でした。



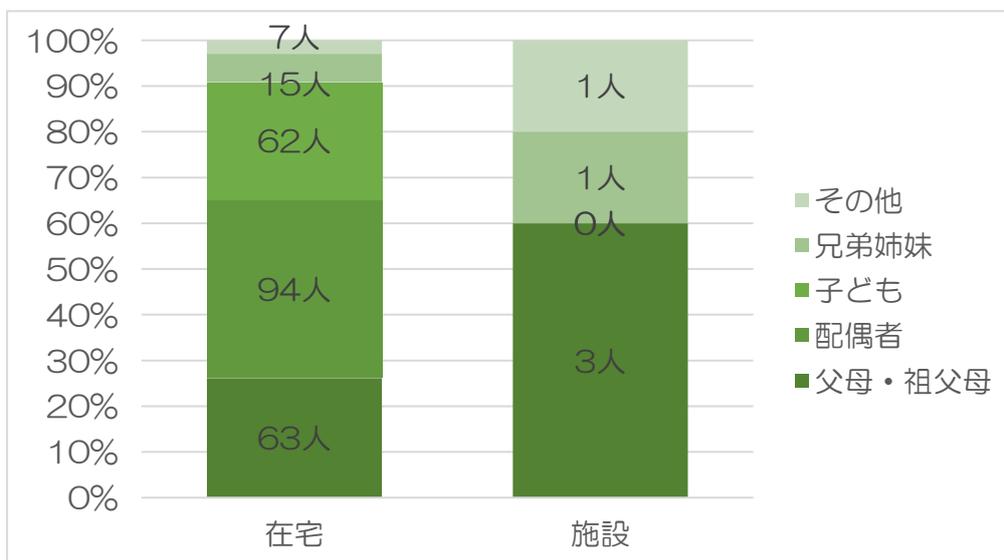
③アンケート回答者の性別

在宅生活者では 44%が男性、56%が女性で、施設生活者では 63%が男性、37%が女性でした。



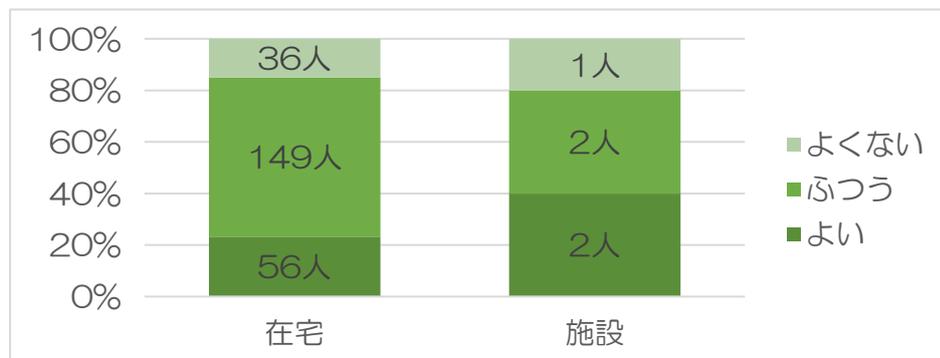
④家族の中で介助している中心人物

回答者を介助している家族でその中心人物となっているのは 6 割以上が父母・祖父母もしくは配偶者でした。



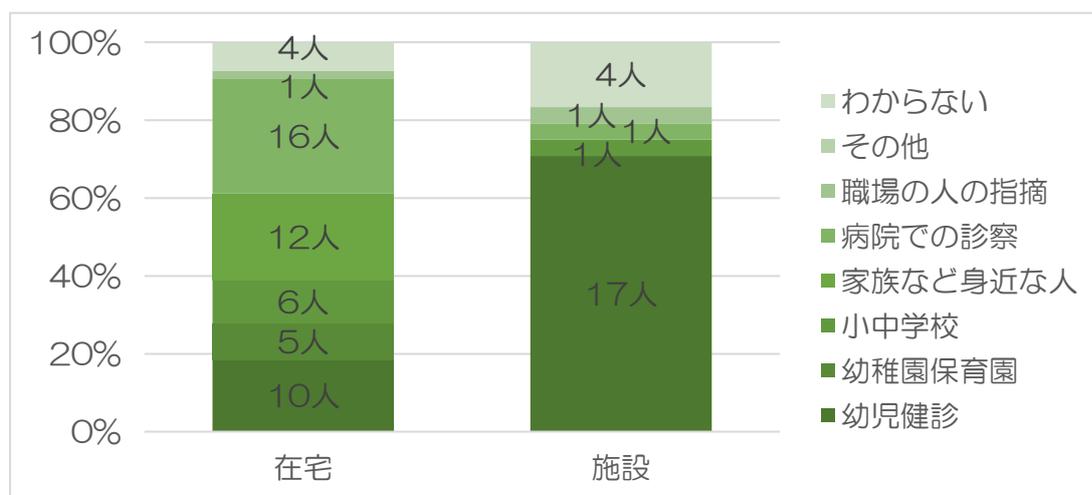
⑤ 介助の中心人物の年齢と健康状態

介助の中心人物の平均年齢は 62 歳で、2 割の人は健康状態がよくないと回答していました。



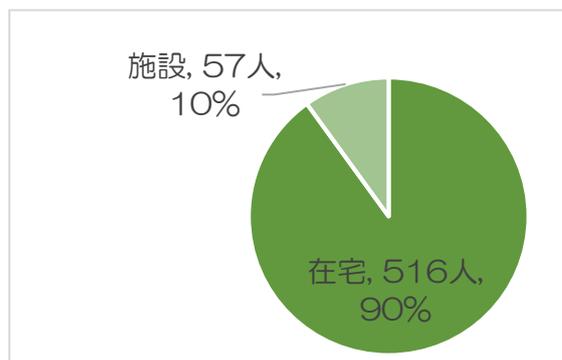
⑥ 発達障がいが明らかになったきっかけ

幼児健診や幼稚園や保育園による早期診断が多い一方で、小中学校や職場での指摘といった方もいました。



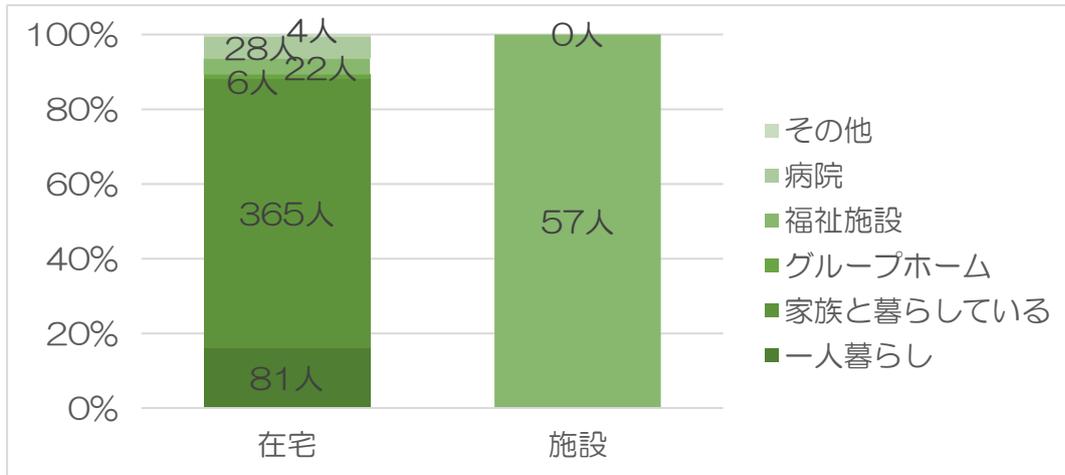
⑦ アンケート回答者の生活場所

回答者のうち、90%（516 人）が在宅、10%（57 人）が施設で生活していました。



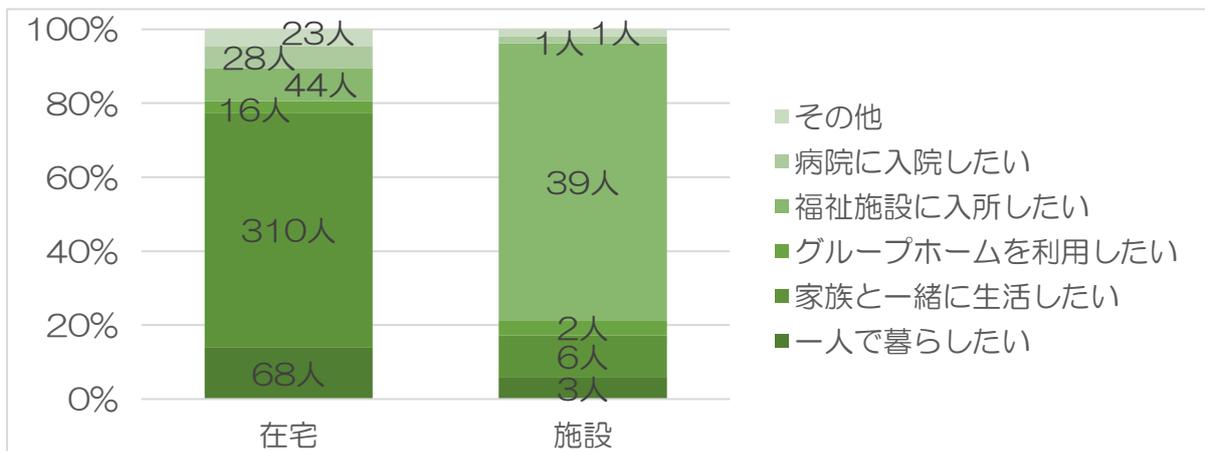
⑧現在の生活様式

在宅生活者の72%が家族と同居、16%が一人暮らしでした。



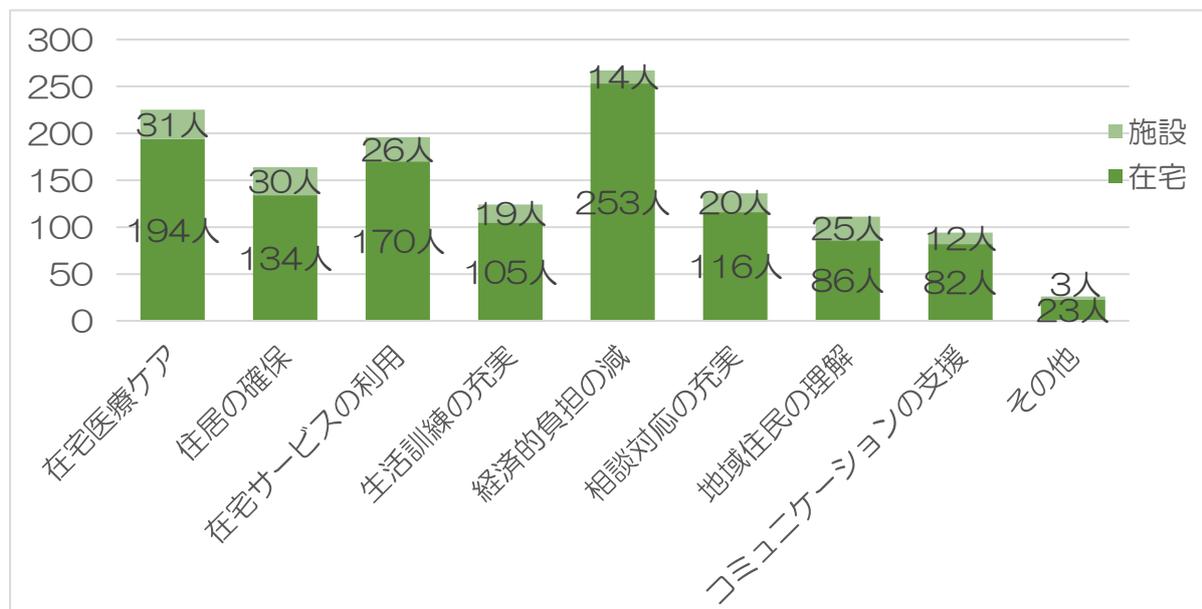
⑨将来の希望の生活様式

在宅生活者の8割が一人暮らし、家族との同居、グループホームといった在宅での生活継続を希望し、施設生活者の2割も在宅生活を希望していました。



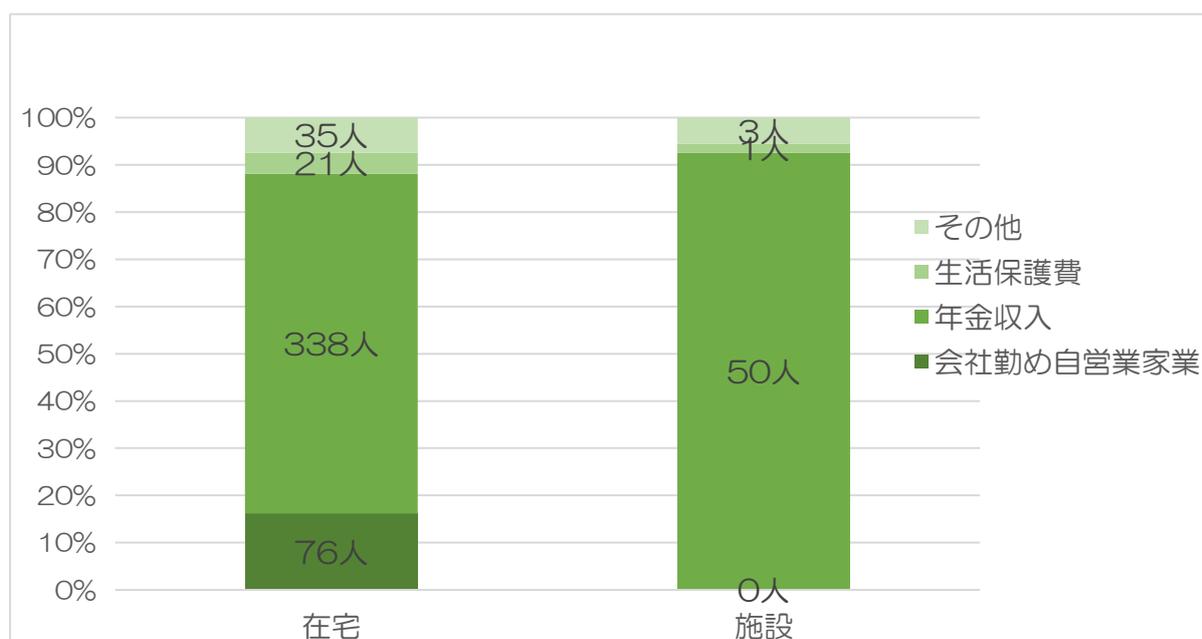
⑩在宅生活の継続や開始のために必要な支援（複数回答）

在宅生活の継続や開始のために必要な支援として、まず、「経済的負担の軽減」、「在宅医療ケア」、「在宅サービス」、「住居の確保」などの基盤整備が多く挙がりました。また、相談対応や生活訓練の充実といった支援サービスも求められていました。



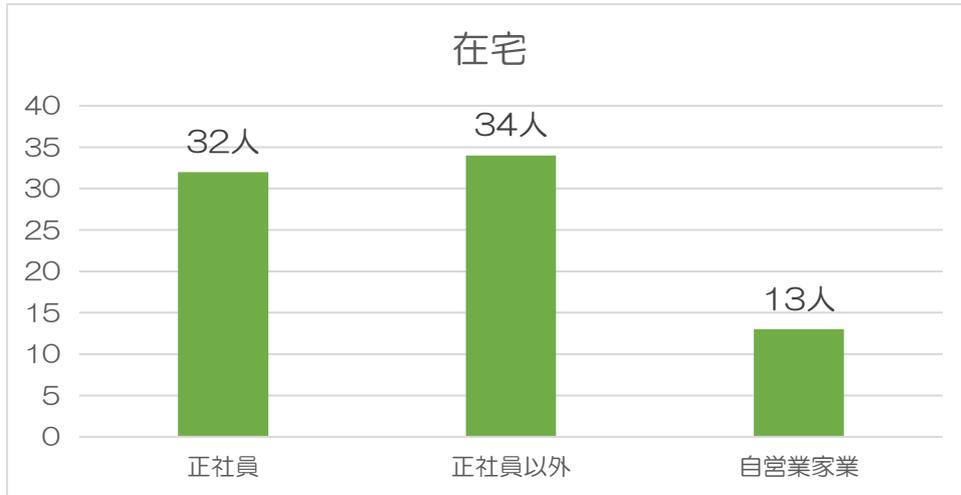
⑪主な収入について

在宅・施設共、主な収入は「年金」でした。



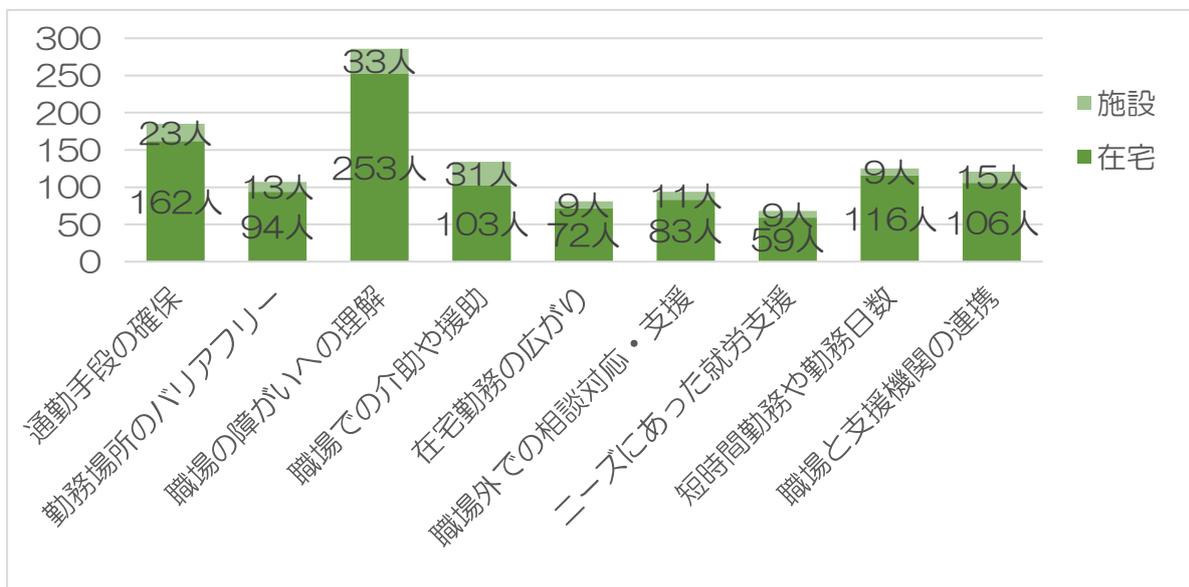
⑫雇用形態

在宅の方の雇用形態は、「正社員以外」が一番多い状況でした。



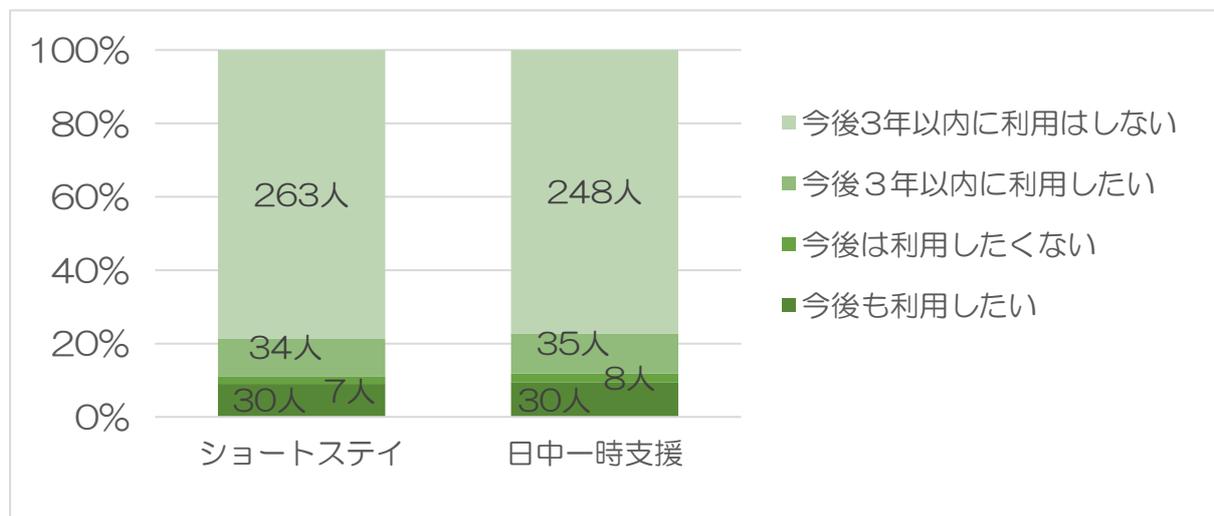
⑬障がい者が働くために必要なこと

障がいのある方の雇用を促進するためには、「職場の障がいへの理解」が最も多く、次いで「交通手段の確保」が多い状況でした。

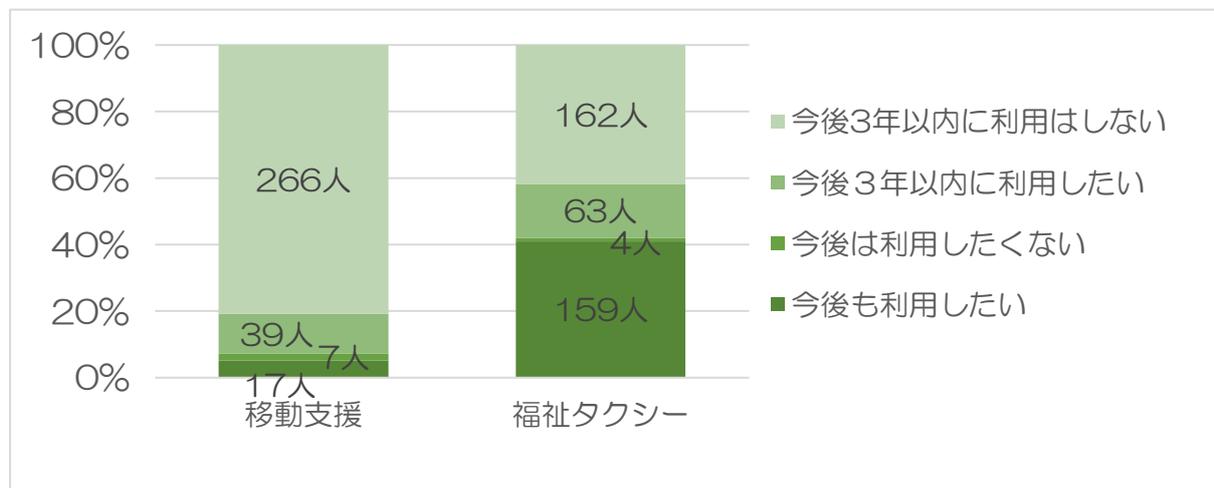


⑭ 在宅生活者の障がい福祉サービスの今後の利用希望

現在在宅生活をしている障がい者の1割が今後3年以内にショートステイや日中一時支援を利用したいと考えていました。

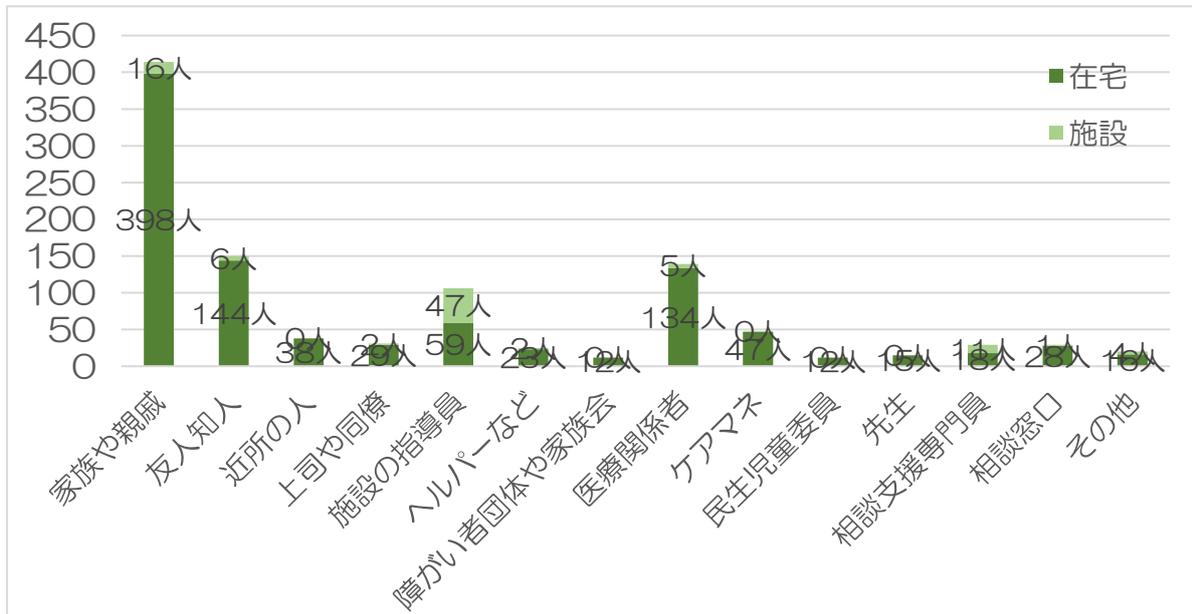


現在在宅生活をしている障がい者の約1割が移動支援を、約2割が福祉タクシーを今後3年以内に新たに利用したいと考えていました。



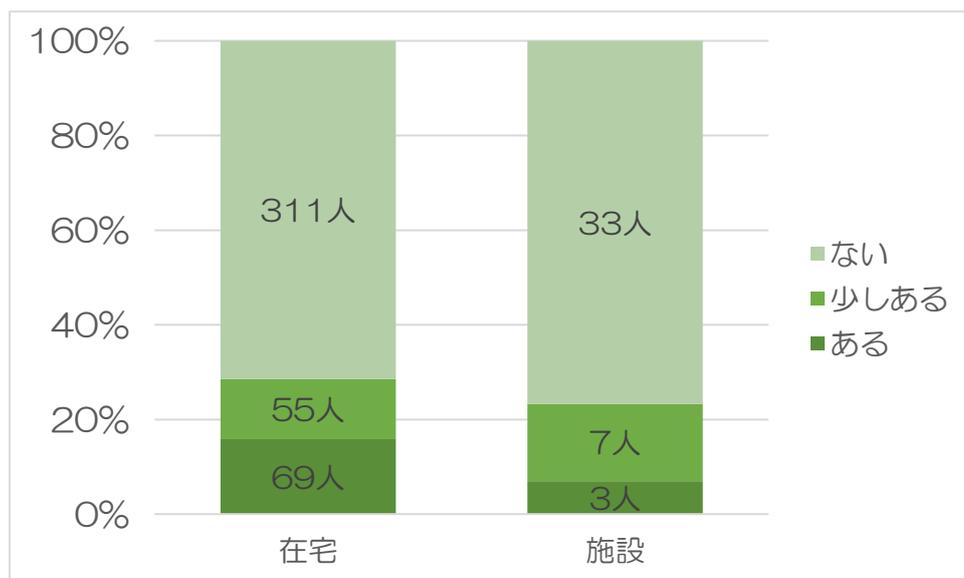
⑮ 悩みや困ったことの相談相手

悩みや困ったことの相談相手は、家族や親戚、友人・知人、医療関係者に次いで施設の指導員やサービス事業者の方が多かった状況でした。



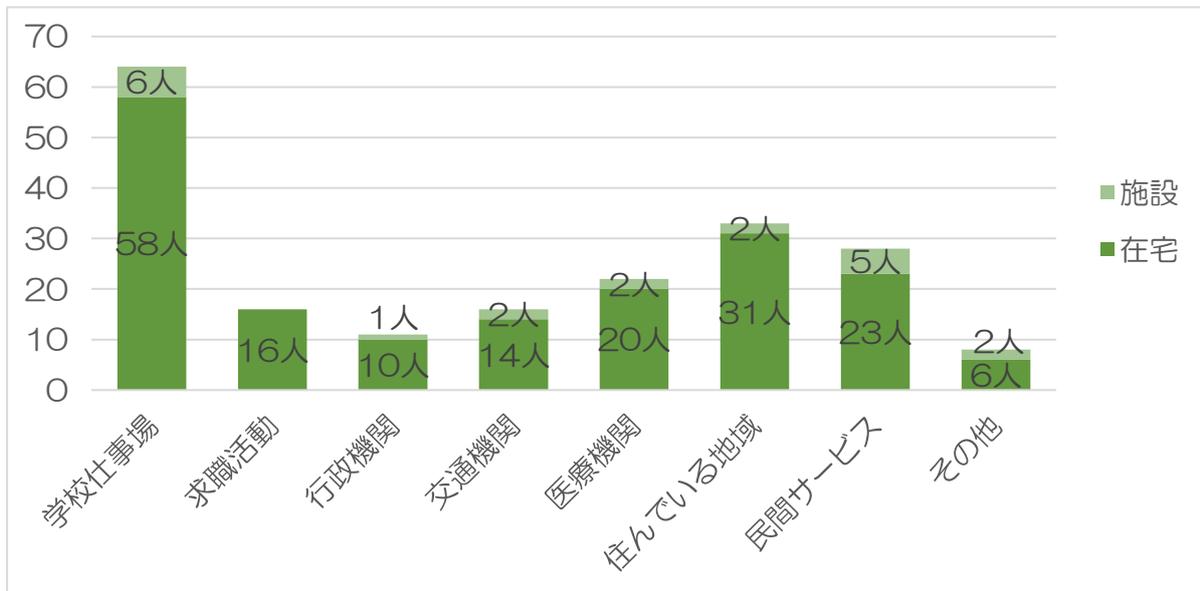
⑯ 障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたりしたことの有無

2割強の障がい者の方が、差別を受けたり嫌な思いをしたりした経験がありました。



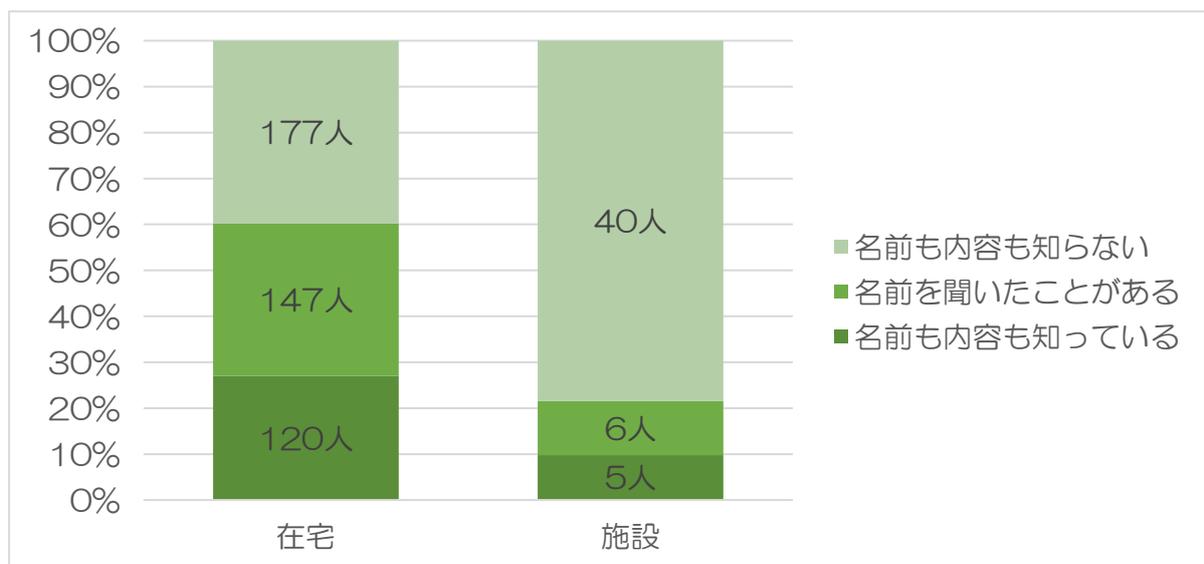
⑩ 差別や嫌な思いをした場所

差別や嫌な思いをした場所は、「学校・仕事場」が最も多く、次いで「住んでいる地域」、「民間サービス」の順でした。



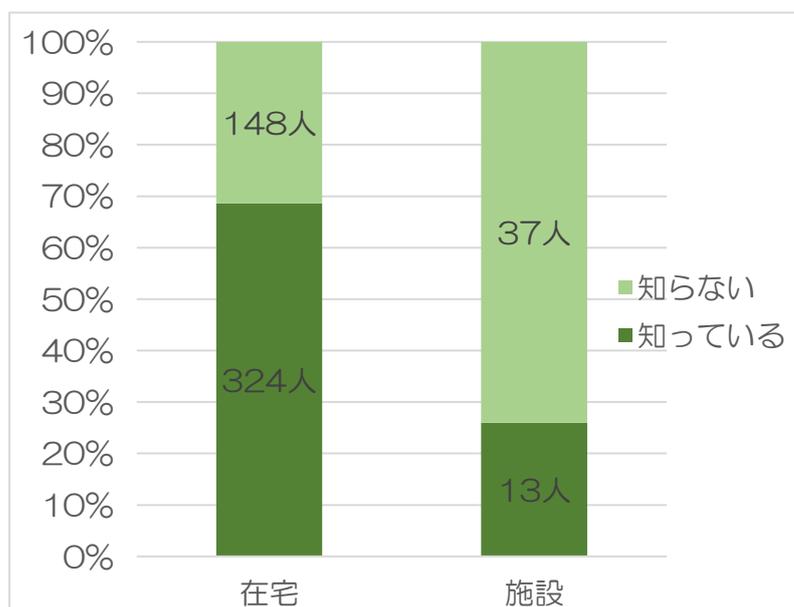
⑪ 後見人制度の認知度

成年後見制度について「名前も内容も知っている」方は全体の25%、「名前は聞いたことがあるが、内容を知らない」方は31%、「名前も内容も知らない」方は44%でした。



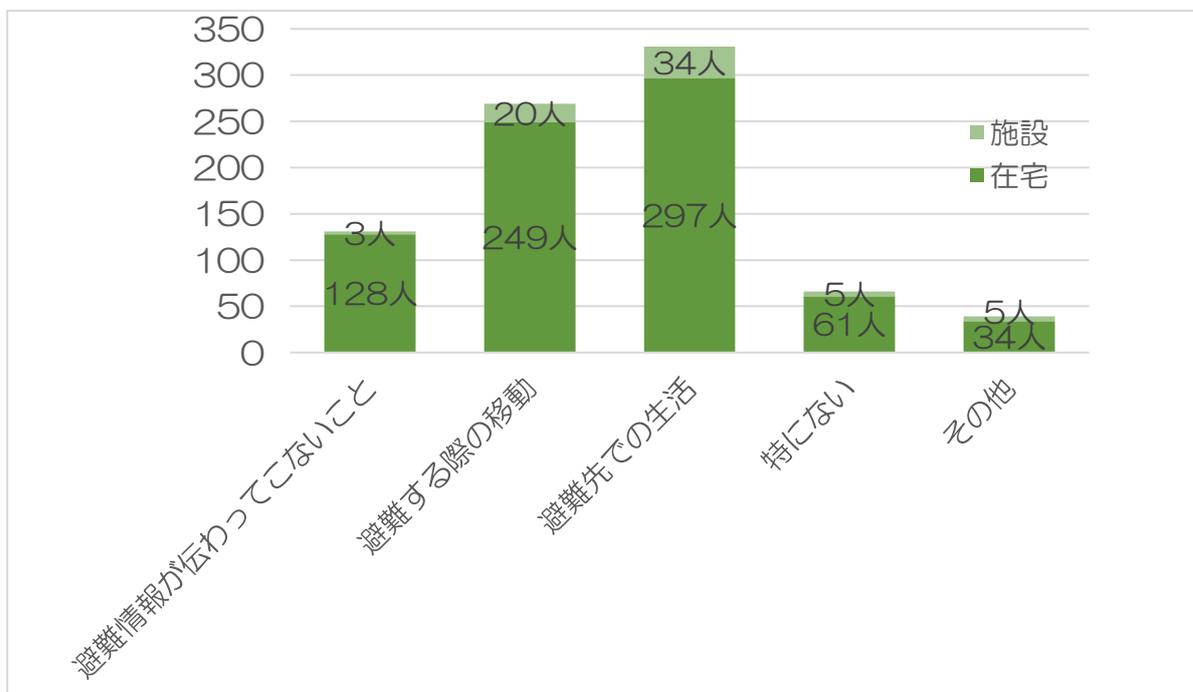
⑱ 地区の避難所の認知度

地区の避難所を「知っている」方は 65%、「知らない」方は 35%でした。



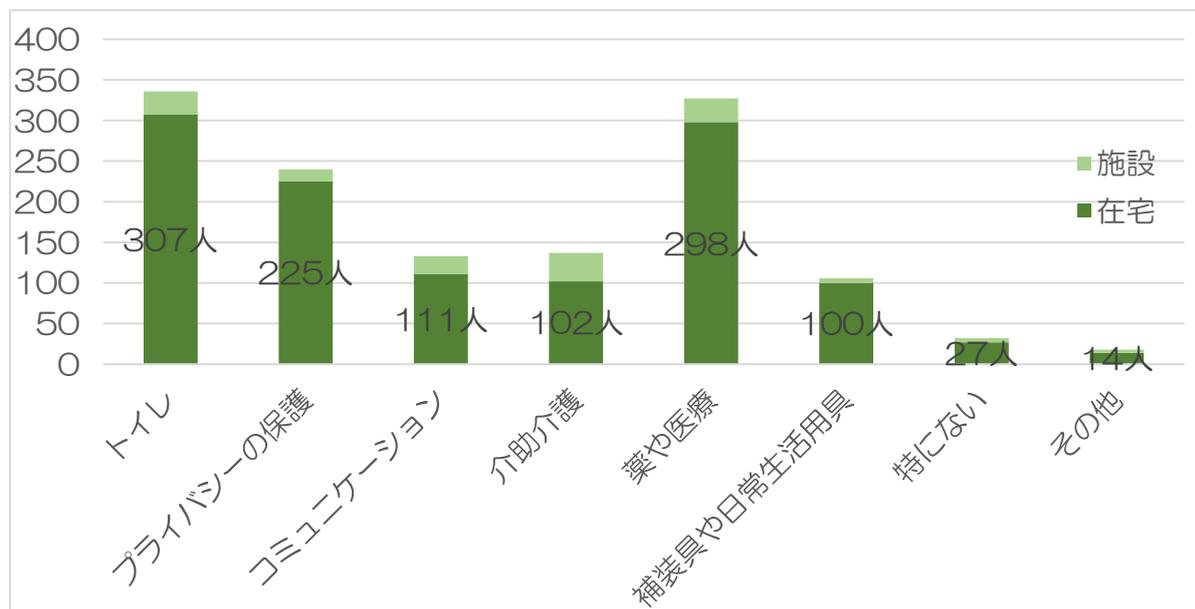
⑳ 災害が起こったときに不安なこと

災害時の不安で最も多い内容は、「避難先での生活」で、次いで「避難する際の移動」でした。



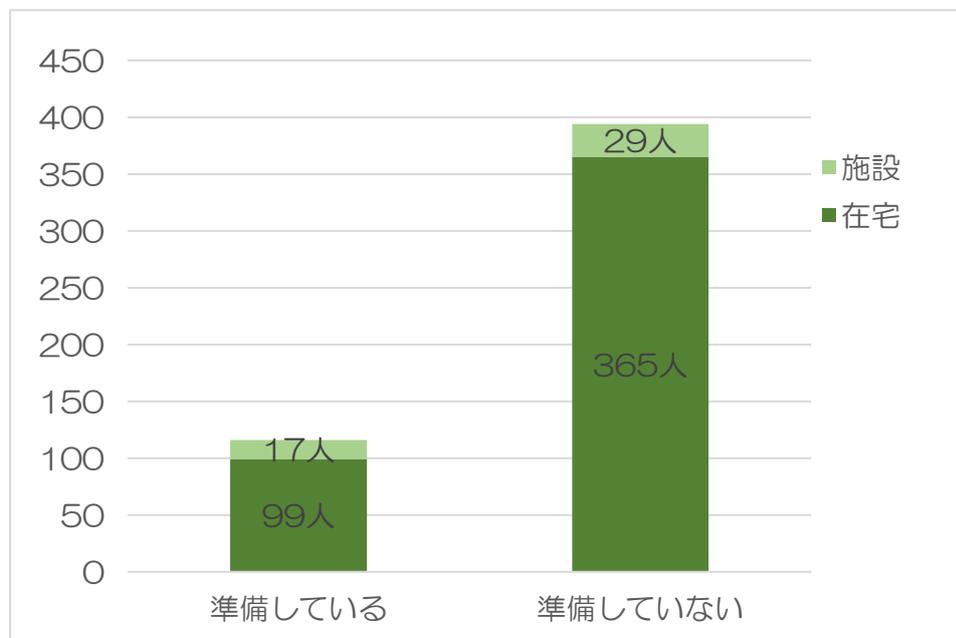
⑪ 災害時に避難所などで困ると思われること

避難所で具体的に困る内容としては、「トイレ」が最も多く、次いで「薬や医療」、「プライバシーの保護」の順でした。



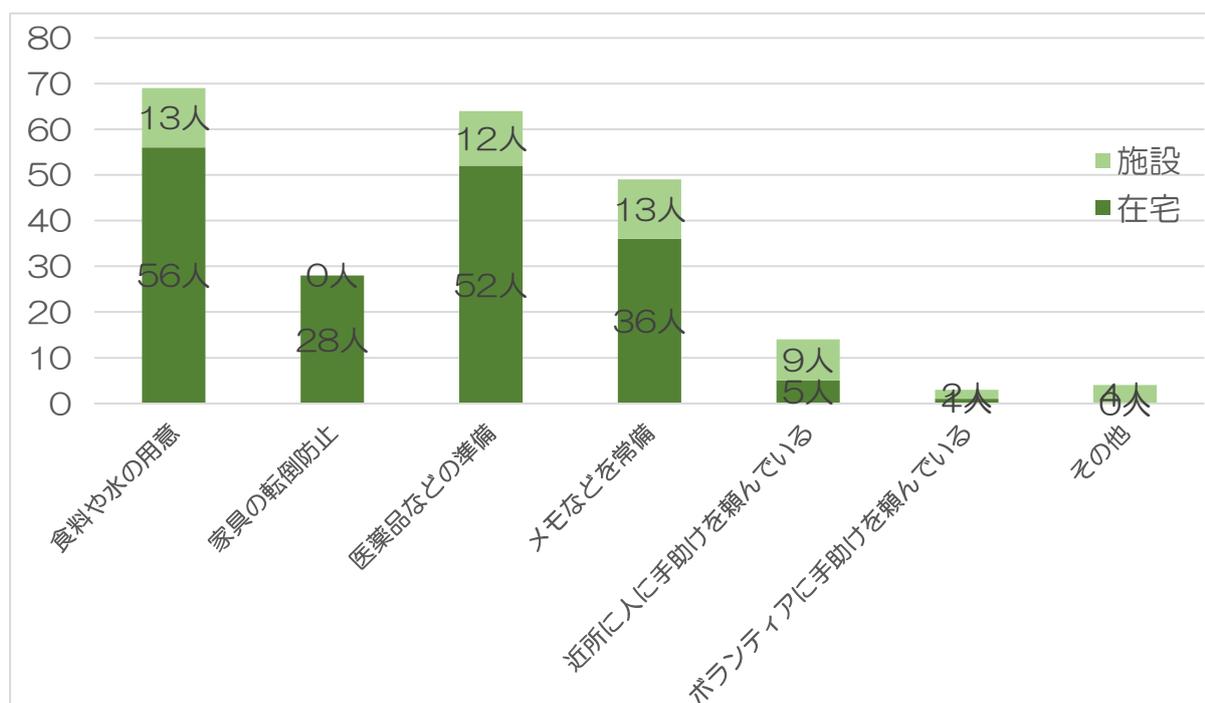
⑫ 災害時の準備の有無

避難時の準備をしている方は約 23%でした。



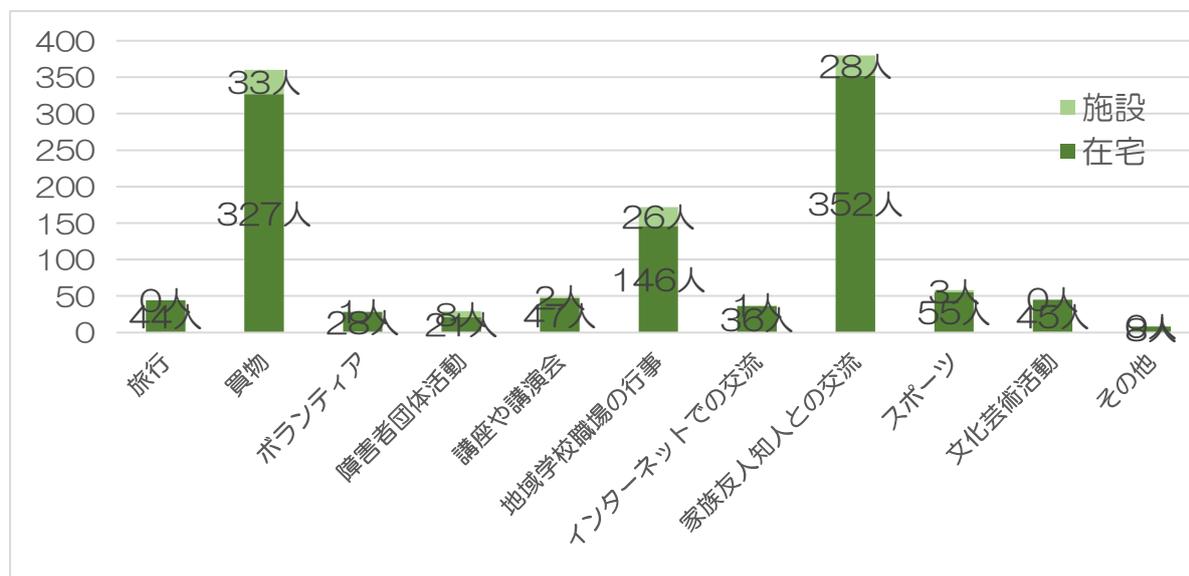
②③ 災害時のために準備していること

準備している方の中での準備内容としては、「食料や水などの防災用品の用意」が一番多く、次いで「必要な医薬品などを安全な場所に保管し、すぐに持ち出せるようにしている」、「服用している医薬品などが周りの方に分かるように、メモなどを常備している」の順でした。



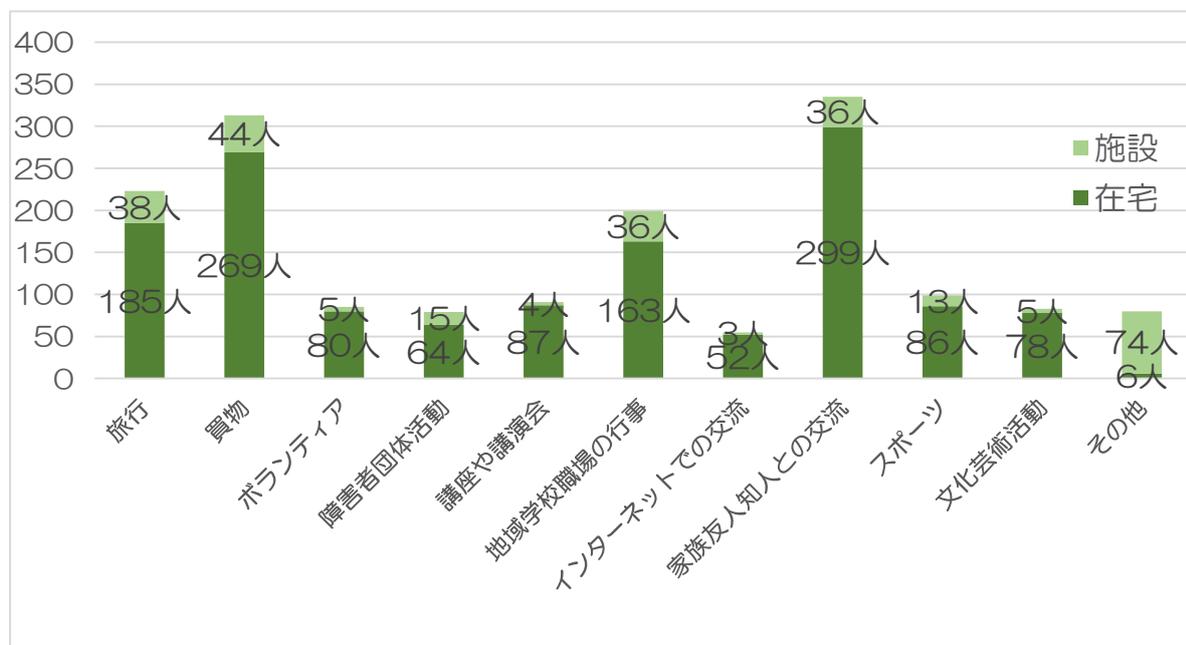
②④ 最近 1 か月以内に参加した社会参加

家族等の買物、地域等の行事への参加が多くありました。1 か月以内にスポーツを行った方は 58 人、文化・芸術活動を行った方は 45 人いました。



㊸ 今後参加したい、参加し続けたい社会参加

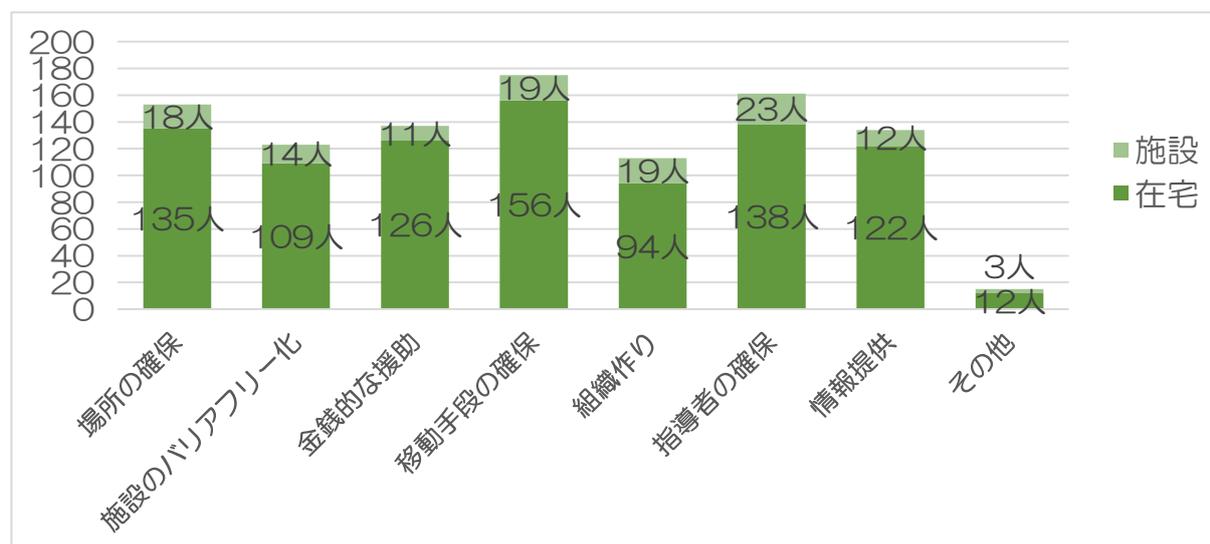
今後参加したい、参加し続けたい社会参加としては、家族等との交流、買物、地域等での行事が多く、スポーツは 99 人、文化・芸術活動は 83 人いました。



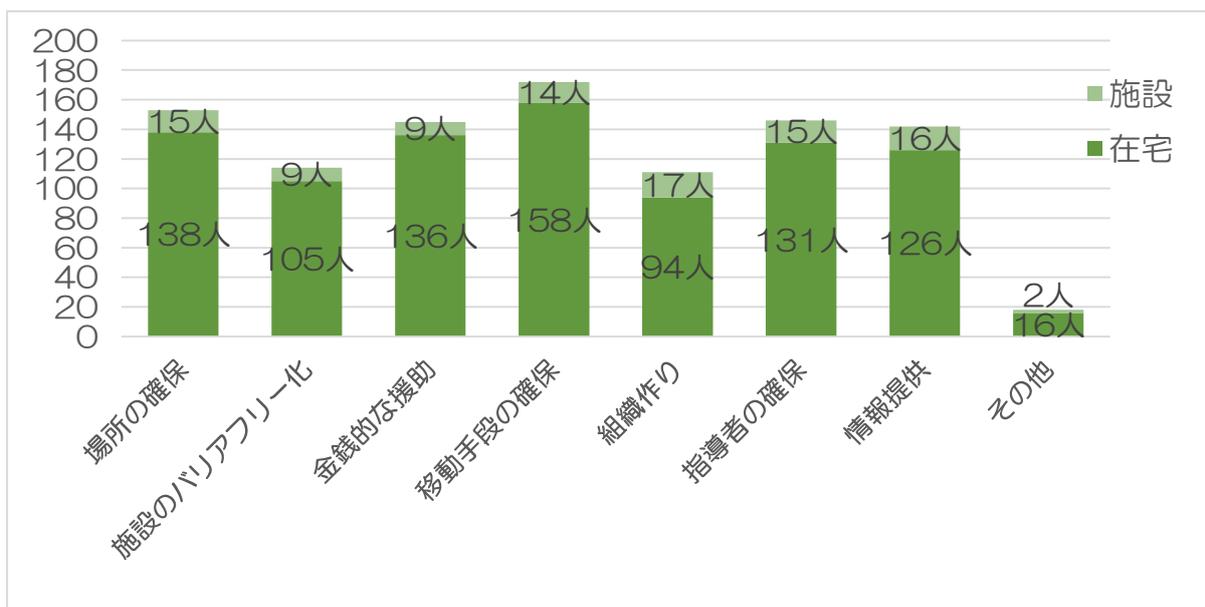
㊸ 障がい者の方のスポーツや文化・芸術活動を推進するために必要なもの

障がい者のスポーツや文化・芸術活動を推進するためには、「場所」、「移動手段」、「指導者」の確保が多く求められていました。

<スポーツ・レクリエーション>



<文化・芸術活動>



⑳ 今後、充実を望む福祉施策

今後、充実を望む福祉施策としては、「所得保障」が最も多く、次いで「医療費の負担軽減」、「福祉サービス」の順でした。

